

# 世界農業遺産「大崎耕土」の地域資源の映像撮影及び フィールドミュージアムマップ作成業務仕様書

## 第1 委託業務名

世界農業遺産「大崎耕土」の地域資源の映像撮影及びフィールドミュージアムマップ  
作成業務

## 第2 委託期間

委託契約締結の日から平成32年3月16日（月）まで

## 第3 業務の目的

本業務は、大崎地域の特徴である農耕文化や食文化、居久根の景観や生活の知恵、ラムサール条約に代表される生物多様性等の地域資源を活かし、ツーリズムエリアとしての付加価値を高めるため、地域資源の映像撮影やフィールドミュージアムマップ作成等を実施する。

## 第4 対象地域

宮城県大崎地域1市4町（大崎市，色麻町，加美町，涌谷町，美里町）

## 第5 委託業務の内容

業務の基本的な方針として、映像及び画像等を見たものが、実際に現地に「行ってみたい」と思わせるようなものとする。また、ツーリズムコンテンツとして発信するほか、地域住民の大崎耕土への誇りを醸成できるようとりまとめを行う。

### 1 大崎耕土ツーリズム資源の掘り起こしとコンテンツ作成

#### (1) 映像撮影

農耕文化及び食文化、屋敷林、水管理の拠点の設置案内板（二次元バーコード）から配信する映像（案内板映像）と、住民を対象とした情報共有を目的とした映像と観光客等を対象としたイベント等において使用できる大崎耕土PR映像を制作するもの。

#### (委託内容)

- ア 映像撮影の内容を企画すること。
- イ 映像撮影を行うこと。なお、撮影場所は協議会が指定する15か所程度（設置する看板数）を基本とし、その他、提案者と協議により決定する。
- ウ 映像編集として、ナレーション、音楽、テロップ（案内板映像）（多言語対応：英語、韓国語、中国語）等については適宜これを挿入する。音楽の著作権については、受託者の責任でこれを処理する。
- エ 企画内容の打合せ、取材先・関係者との打合せを行うこと。
- オ 案内板映像については、時間は30秒から1分程度とし15種類程度、ハードディスクにまとめ2部を納品する。大崎耕土PR映像については5分程度とし、DVD50枚を協議会事務局に一括で納品すること。

## (2) 写真撮影

フィールドミュージアムマップに掲載する地域資源等（農耕文化及び食文化、屋敷林、水管理）について写真撮影を行う。フィールドミュージアムマップの他、広報・プロモーション等に反映すること。

### (委託内容)

- ア 写真撮影の内容を企画すること。
- イ 写真撮影を行うこと。なお、撮影場所は協議会が指定する50か所程度を基本とし、その他提案者と協議により決定する。
- ウ 企画内容の打合せ、取材先・関係者との打合せを行うこと。
- エ 成果品としてハードディスクにまとめ2部を納品すること。

## (3) フィールドミュージアムマップ作成

協議会が示す共通参考資料「大崎耕土フィールドミュージアムマップ（素案）（資料第4号）」をもとに作成し、各エリアにおけるストーリーや散策コース等については、協議会が取りまとめた地域の意見も反映させ作成すること。マップは、地域の方が新たな発見をする機会、都市部の方等、多くの方が足を運んでいただく機会として活用できる内容とすること。

### (委託内容)

- ア フィールドミュージアムマップの内容は、共通参考資料「大崎耕土フィールドミュージアムマップ（素案）（資料第4号）」を参考に企画すること。マップサイズ等のデザイン、仕様についても企画提案し、協議会との協議により決定する。
- イ マップを作成し、印刷すること。
- ウ 企画内容の打合せ、取材先・関係者との打合せを行うこと。
- エ マップ作成は25,000部とし、大崎地域世界農業遺産推進協議会が指定する場所（1市4町：5か所）へ、指定する数を直接納品すること。また、配送後の残部については、大崎地域世界農業遺産推進協議会が指定する場所、日時に納品すること。

## (4) 案内板製作

農耕文化及び食文化、屋敷林、水管理の拠点に案内板を製作・設置し、観光・地域での情報共有につなげる。看板には二次元バーコードを掲載し、(1)で制作する映像等を現地で閲覧可能とすること。

### (委託内容)

- ア 案内板の企画をすること。場所、デザイン等は協議会と協議により決定する。
- イ 案内板は屋外用とし、製作・設置をすること。小看板（W240×H1,300程度）はおおむね15枚程度とする。なお、二次元バーコードによる配信映像は必須とする。
- ウ 企画内容の打合せ、取材先・関係者との打合せを行うこと。

## (5) フィールドミュージアムマップのデジタル化

(3)で作成したフィールドミュージアムマップ等の素材をデジタル化し、(1)の映像撮影で制作した映像や(2)の写真撮影の画像などを、アニメーション・イラスト等を用いて工夫するなど整理の上、webページを構築し掲載する。

### (委託内容)

- ア フィールドミュージアムマップのデジタル化、GISデータベース化等を企画すること。

イ フィールドミュージアムマップをデジタル化し、webで公開する仕組みを構築し、今後の運用についても確立すること。

ウ 企画内容の打合せ、取材先・関係者との打合せを行うこと。

## 2 広報・プロモーション

### (1) SNS等を活用した広告

写真撮影した「地域資源」等について、SNS等を活用し、情報の発信・拡散、プロモーションを行うこと。

(委託内容)

ア プロモーションの内容について、企画提案し、協議会との協議により決定する。

イ 協議決定したプロモーションを実施すること。

## 第6 業務実施体制

### 1 実施責任者の配置

本業務の進捗を適切に管理できる実施責任者を1名配置すること。

### 2 業務実施計画書等の作成

業務の実施計画書及び進行表等を作成し、業務全体のスケジュール管理を行うこと。

## 第7 成果品

本業務の成果物として以下のものを作成し、業務完了報告書に添付して提出すること。

1 報告書 2部

2 電子データ 2部

## 第8 その他

- 1 業務の遂行に当たっては、個人情報保護に係る法令等に準拠した対応を行うとともに、各関係者のプライバシーの保持に十分配慮しながら、業務上知り得た個人情報を紛失し、又は業務に必要な範疇を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うこと。
- 2 本業務において制作した各種素材映像・画像等の著作権は成果品納品時に協議会に帰属するものとする。
- 3 受託者は、本業務を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。
- 4 受託者は本業務により新規に撮影した映像（未編集の映像素材を含む）を協議会の承諾無しに他に流用することはできない。
- 5 協議会は、映像を加工、編集し新たな資料映像を受託者の承諾なしに制作することができる。
- 6 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合は、または本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、協議により決定するものとする。
- 7 本仕様書は、業務の概要を示すものであり、業務内容の詳細については、選定された事業者と協議会との協議により決定する。
- 8 協議会は、受託者が本仕様書に定める内容に反した場合には、業務委託料の一部もしくは全部を返還させることができるものとする。
- 9 全体の企画運営は、協議会と十分調整しながら行うこと。
- 10 関連する委託業務と連携の上、調査内容やスケジュールなどについて、十分調整を図ること。

世界農業遺産「大崎耕土」の地域資源の映像撮影及びフィールドミュージアムマップ作成業務 参考明細書

世界農業遺産「大崎耕土」の地域資源の映像撮影及び フィールドミュージアムマップ作成業務			
項 目	数量	単価	金 額
映像撮影			
PR動画			
スポット紹介動画			
写真撮影			
フィールドマップ作成			
製作費			
印刷費			
発送費			
案内看板製作			
フィールドミュージアムマップのデジタル化			
広報・プロモーション			
合計			